

特別加算の規定の適用に係る高度専門職省令の特例 ～高度人材ポイント制にかかる特別加算の項目新設～

(国家戦略特別区域高度人材外国人受入促進事業
国家戦略特別区域法第26条 平成31年3月15日施行)

特例措置前

○学歴や職歴、年収などをポイント化した項目に加えて、各府省等のイノベーション促進支援措置や日本語能力試験等によるボーナスポイントを合計した点数が70点以上となる人材に、出入国管理上の優遇措置を受けられる在留資格「高度専門職」を付与。

(根拠) 出入国管理及び難民認定法別表第一の二
出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令

ニーズ

○高度な外国人材の入国をより促進するため、条件をクリアしやすくなるよう、自治体が支援する企業で就労する外国人に対し「ボーナスポイント」の創設ニーズあり。

特例措置

○地方公共団体が認定する事業の対象企業等に就労する外国人についてはボーナスポイントとして10点を加算。

効果

○当該区域における高度外国人材の就労の促進。